

振動の規制に関する定め

広島市告示第97号

昭和61年4月1日

改正 昭和61年 6月27日告示第206号
 平成 3年 7月 1日告示第287号
 平成 6年 4月 1日告示第148号
 平成12年 3月27日告示第 94号
 平成13年 3月22日告示第 80号
 平成27年 4月13日告示第206号

振動規制法（昭和51年法律第64号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づく地域の指定、法第4条第1項の規定に基づく規制基準の設定、振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号。以下「規則」という。）別表第1の付表の第1号の規定に基づく区域の指定、規則別表第2の備考第1項の規定に基づく区域の定め及び同備考第2項の規定に基づく時間の定めを次のとおり行い、昭和61年4月1日から施行する。

1 法第3条第1項の規定に基づく地域の指定

別表の右欄に掲げる区域の範囲のとおりとする。

2 法第4条第1項の規定に基づく規制基準の設定

(1) 規制基準

別表の左欄に掲げる区域の区分に応じ、次の表の中欄に掲げる時間の区分ごとに同表の右欄に掲げる許容限度のとおりとする。

区域の区分	時間の区分	許容限度
第1種区域	昼間	60デシベル
	夜間	55デシベル
第2種区域	昼間	65デシベル
	夜間	60デシベル
備考 「昼間」とは午前7時から午後7時までを、「夜間」とは午後7時から翌日の午前7時までをいう。		

(2) 経過措置

別表の区域の区分の変更により当該変更前の規制基準で定める許容限度よりきびしい許容限度を定める規制基準が適用されることとなる域内に当該変更の日前に設置されていた特定工場等（法第2条第1項の特定施設の設置の工事に着手されていたものを含む。）において発生する振動に係る規制基準は、当該変更の日から1年間は、前項の規定にかかわらず、当該変更前の区域の区分及び時間の区分に係る許容限度とする。ただし、当該特定工場等の設置者が法第8条第1項の規定に基づく届出をした場合において当該届出が受理された日から30日を経過したときは、この限りでない。

3 規則別表第1の付表の第1号の規定に基づく区域の指定

次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる区域の範囲のとおりとする。

区 分	区 域 の 範 囲
規則別表第1の付表の第1号イ、ロ及びハに該当する区域	別表の右欄に掲げる区域のうち昭和61年広島市告示第96号（騒音の規制に関する定め）別表（以下「告示別表」という。）の区域の区分が第1種区域、第2種区域及び第3種区域に属する区域
規則別表第1の付表の第1号ニに該当する区域	別表の右欄に掲げる区域のうち別表の区域が第4種区域に属する区域のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80メートルの区域

4 規則別表第2の備考第1項の規定に基づく区域の定め及び同備考第2項の規定に基づく時間の定め

(1) 規則別表第2の備考第1項に規定する第1種区域及び第2種区域は、別表の左欄に掲げる区域の区分ごとに同表の右欄に掲げるとおりとする。

(2) 規則別表第2の備考第2項に規定する昼間及び夜間の時間は、次のとおりとする。

ア 昼間 午前7時から午後7時まで

イ 夜間 午後7時から翌日の午前7時まで

別表

区域の区分	区域の範囲
第1種区域	告示別表の区域の区分が第1種区域及び第2種区域に属する区域
第2種区域	告示別表の区域の区分が第3種区域及び第4種区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する工業専用地域を除く。）に属する区域